

令和3年8月から

食費・居住費の負担軽減の判定基準と軽減内容が変更になります

対象者の判定基準

令和3年7月31日まで

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している又は生活保護を受給している方	
第2段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	段階を問わず預貯金等の金額が1,000万円以下(配偶者がいる場合2,000万円以下)
第3段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	
第4段階	上記に該当しない方	



令和3年8月1日から

利用者負担段階	所得要件(※1)	資産要件(※2)
第1段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している又は生活保護を受給している方	預貯金等の金額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は2,000万円以下)
第2段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	預貯金等の金額が650万円以下(配偶者がいる場合は1,650万円以下)
第3段階(1)	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等の金額が550万円以下(配偶者がいる場合は1,550万円以下)
第3段階(2)	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	預貯金等の金額が500万円以下(配偶者がいる場合は1,500万円以下)
第4段階	上記に該当しない方	

※1 前年中の収入・所得に基づいて利用者段階を決定します。

※2 第2号被保険者の方につきましては、資産要件が利用者負担段階を問わず1,000万円以下(配偶者がいる場合は2,000万円以下)となります。

食費・居住費の軽減内容

令和3年7月31日まで

利用者負担段階	居住費(部屋代)				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(※1)	多床室	施設	短期入所
第1段階	820 円	490 円	490 円(320 円)	0円	300 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	490 円(420 円)	370 円	390 円	600 円
第3段階	1,310 円	1,310 円	1,310 円(820 円)	370 円	650 円	1,000 円
第4段階(※2)	2,006 円	1,668 円	1,668 円(1,171 円)	377 円(855 円)	1,360 円	1,300 円



令和3年8月1日から

利用者負担段階	居住費(部屋代)				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(※1)	多床室	施設	短期入所
第1段階	820 円	490 円	490 円(320 円)	0円	300 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	490 円(420 円)	370 円	390 円	600 円
第3段階(1)	1,310 円	1,310 円	1,310 円(820 円)	370 円	650 円	1,000 円
第3段階(2)	1,310 円	1,310 円	1,310 円(820 円)	370 円	1,360 円	1,300 円
第4段階(※2)	2,006 円	1,668 円	1,668 円(1,171 円)	377 円(855 円)	1,445 円	

※1 特別養護老人ホーム・短期入所をご利用の場合は()内の金額になります。

※2 基準費用額が決まっていますが、実際の料金は各施設ごとに異なります。

- ・申請の際には、本人・配偶者の預貯金通帳等のコピーが必要になりますので最新の残高が記帳されているかどうか確認の上、手続きを行ってください。
- ・必要な書類がそろっていませんと認定までに時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。
- ・原則として預貯金通帳等のコピーは、ご自身で取っていただくようお願いいたします。

問い合わせ先 森町役場 福祉課 介護保険係 0538-86-6341